

## 平成22年6月教育委員会会議の要旨

### 報 告

- ◆『田布施農工高等学校生徒傷害事件』
- ◆『山口市立平川小学校防球ネット転倒事故』  
について報告された

#### 【概要】

##### <田布施農工高等学校生徒傷害事件>

- 事件は1年生男子生徒による同じクラスの女子生徒に対する傷害事件。
- 学校は全校集会を開き、生徒の心のケアに努めるとともに、緊急保護者会を開催し、また、臨床心理士によるサポート体制を継続中。
- 県教委は事件発生の一報を受けて、職員5人と臨床心理士2人を現場に派遣するとともに、学校長からの要請により、クライシス・レスポンス・チームの出動を要請し、学校の支援に取り組んだ。
- 県教委としては、再発防止に向け心の教育、道徳教育の充実と規範意識の醸成、教育相談体制の充実強化、不用物を持ち込まない指導など、一層取り組むよう県立学校や市町教委に通知し、今後、取組の徹底を図る。

##### <山口市立平川小学校防球ネット転倒事故>

- 6月12日にスポーツ少年団の準備中に男子児童が亡くなった。再発防止に向けてスポーツ少年団活動の安全管理体制が重要であると認識。
- 県教委としては、市町教委を通じて学校とスポーツ少年団の連携による安全管理の徹底と子どもたちの安全教育の推進等、指導するとともに、県スポーツ少年団本部を通じて市町のスポーツ少年団に働きかけたところ。
- 事故を目撃した子どもたちに対しては、臨床心理士等を派遣してサポートに取り組んでいる。

#### 【 質 疑 】

- 質問) フラストレーションの発散方法を学校で教えるとしたら、どんな時間になるのか。
- 回答) 小学校段階から段階的にとなると、週1回の学級活動の時間。また、道徳教育や学校行事として取り込むことも可能。スクールカウンセラーなど専門家による相談体制の充実として取り組むという方法もある。
- 質問) 防球ネットの事故について、安全管理の責任を問われるところはどこか。
- 回答) 授業中等、学校の教育活動中の管理責任は学校が問われる。今回は、土曜日子ども達の自主的な活動ということで、学校管理外という位置付けである。
- 質問) 学校のグラウンドを、市町の青少年活動で使用する頻度は。使用している間の責任はどこが負うのか。
- 回答) 学校の体育施設は地域に施設開放しており、地域のスポーツ少年団、グラウンドゴルフ等、ほとんどの学校が開放している。使用に当たっては、施設開放委員会などあり、外部から来られたらその方々で責任持って運営していただくことになっ

ている。

質問) 怪我をしたときの補償はあるのか。

回答) 今回はスポーツ少年団の事故であり、スポーツ少年団は必ず保険に入ることが運営上の約束事になっている。

### 【主な意見】

- ・ 田布施農工の事件については、日頃のフラストレーションの発散の仕方が間違った形で学習されており、今回の事件については原因や詳細は分かっていないものの、小学校、中学校あたりから教育指導していく必要があるのではないか。
- ・ 事件事故を教訓として再発防止に努め、日頃から心を配って子どもたちの健やかな成長を心掛けなければならない。
- ・ 防球ネットの事故については、事故現場に居合わせた子どもたちの心のケアを丁寧にしていきたい。
- ・ 小さな芽を持った子どもは学校だけの対応は難しいので、警察や各関係機関の連携を日頃から密にとり未然防止に努める必要がある。また、子どもの様子をしっかりと見て、言動や様子に変化があればピックアップフォローして、専門家への相談を視野に入れ、相談に乗ることが必要。

## 議 案

### 議案第1号『山口県教育委員会表彰規則による表彰について（報告承認）』

#### 【概要】

周南市立桜田中学校 ふじやま ひでき 藤山 英樹 及び下関市立下関商業高等学校 なかむら まさひこ 中村 昌彦 の死亡退職に伴い、教育長が臨時に代理して永年精勤として表彰したことを報告し、承認された。

### 議案第2号『職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）』

#### 【概要】

##### 1 改正の趣旨

雇用保険の適用範囲を拡大すること等を内容とする雇用保険法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布され、同法附則において国家公務員退職手当法の一部が改正されたことに伴い、国に準じ、職員の退職手当に関する条例について所要の改正を行うもの。

##### 2 改正の概要

雇用保険法第38条第1項第2号に規定する「短期の雇用（同一の事業主に引き続き被保険者として雇用される期間が1年未満である雇用をいう。）に就くことを常態とする者」が、同法に規定する特例一時金の支給対象から除外されたこと等に伴

い、所要の改正を行うもの。

### 3 施行期日等

公布の日から施行し、改正後の条例の規定は一部を除き平成22年4月1日から適用する。

## 議案第3号『職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）』

### 【概要】

#### 1 改正の趣旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律が平成22年6月30日に施行されることに伴い、地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正され、育児休業等の取得要件が緩和されることとなった。

これに伴い、関連する条例を整備するもの。

#### 2 改正の概要

夫婦が交互に育児休業等したかどうかに関わりなく、職員が最初の育児休業や育児短時間勤務をした後3月以上経過した場合に、再度の育児休業等を行うことができるよう規定を改正するもの。

#### 3 施行期日等

平成22年6月30日

## 議案第4号『山口県教育ビジョン第3期重点プロジェクト推進計画の策定について』

### 【概要】

○2月の教育委員会会議で計画案について協議し、その後パブリックコメントを行い、議会の文教警察委員会に報告をした、山口県教育ビジョン第3期重点プロジェクト推進計画の最終案について審議するもの。

#### ＜パブリックコメントの概要と最終案説明＞

○4月22日から5月21日までの1カ月間、意見を聞き、7名の方から23件のご意見をいただいた。

○主な意見としては、基本的な考え方に関するものとして、山口県教育ビジョンの考え方とこの実行計画の関係を明確にすることなどについて、5件の意見。

これに対しては、最終案にこの計画は教育ビジョンの目標達成を目指すための計画だということを加え、あわせて教育ビジョンとそれを推進する実行計画の関係が分かるよう図示している。

○重点プロジェクトや重点プロジェクトの目標達成を図る重点取組事項に関するものでは、子どもたちに働く意味というものを理解させること、人間関係を学ぶ機会を増やすこと、いじめなどのない安心な学校づくりを進めること、さらには親や家庭に対

する教育の充実に取り組むこと等、14件の意見をいただいた。これらについてどう取り組んでいくのか、考え方とそれに該当する計画の中の取組事項の項目を示して回答する形にしている。

○事務局としては、いずれの意見も原案の枠組みや内容を大きく変更するものではないと考え、表現をより分かりやすくする、指標の現状値を時点修正する、あるいは難しい言葉に用語解説を追加するといった幾つかの軽微な変更を行い、この最終案を県議会の文教警察委員会に報告し、意見をいただいた。

○文教警察委員からは、パブリックコメントの意見の数が少ないが、どう認識しているのかという意見、計画を多くの人にしっかり周知していくことが大事だという意見、今後、進行管理をどう進めるのかといった意見等を中心としていただいた。

○以上の状況を踏まえ、この最終案を山口県教育ビジョンの第3期重点プロジェクト推進計画としたい。

## 【 質 疑 】

質問) どういう広報手段で、パブリックコメントによる意見提出をお願いしたのか。

回答) ホームページに掲載や各県民局において周知するとともに、テレビスポット、ラジオで繰り返し放送した。加えて、各学校、PTA、校長会等、教育関係機関600団体ほどに、計画案を示した。

質問) 今回の計画で、他県にない山口県の特徴は、どれがあたるのか。

回答) 今回の計画でいえば、三つの基軸を位置づけたところが特徴である。今の教育を取り巻く環境を踏まえ、キャリア教育、コミュニケーション能力、それから地域や伝統、文化、この三つの視点をあらゆる教育活動の中に位置づけて教育を展開することとしており、今後、これらについて、教育委員会が力を入れていくという意味で特徴と考えている。

質問) 計画の中で、特にどこが直接的に、学校現場の先生方の日常の仕事に関わりを持つのか。現場との関連が、もう一つ見えてこないが。

回答) この計画自体、今後3年間でやるべきことを中長期的に示しており、中には教育委員会として実施する条件整備のようなものがあり、その条件を整備したものの中で先生方が現場で実践されることもある。事務局としては、この計画だけですべて見えるとは思っていないので、実際にこの重点事項を実施するときには、それぞれの事業の説明会で、現場でこういう形でやっていただきたいというものを個々に示して説明し、学校現場はそれを自分たちの活動の中に取り込んでいくというような形で進めていくこととした。

具体的には、教職員評価の中で、実行計画に基づく学校教育課題があると、校長を中心に学校全体で学校教育の目標を立て進行管理していくこととなる。また、学校評価制度を活用し、学校全体がその地域の方々や学校教育の方々に評価していただきながら、より良い改善の方策を見つけていくということでPDCAを進めていく。

## 【主な意見】

- ・地域の皆さんが納得されるということが重要なので、周知徹底について、細心の注意を払っていただきたい。
- ・計画が十分に各地域、学校で活用していただける方向性を委員会としても考えていくべ

き。学校、地域によって、活用方法がそれぞれ違うと思うので、それに対して県としてサポートしていただきたい。

- ・山口県の地域では、工業の中で素材産業など、他県と比較して特徴のある産業がある。例えばそういうところに目を向け、あるいはそういうところに人材が育っていくような、幾つか山口県の具体的な特徴があって、それを選んでいく学校があってもいいのではないかと思う。
- ・日本に昔から伝わる文化を鑑賞できる場を増やして欲しい。

## 報 告 事 項

- ◆『県立高校再編整備計画（平成22年度～平成25年度計画（案））』について報告された。

### 【概要】

#### 1 再編整備

- 美祢高校・・・これまで入学者数が定員を大幅に割り込む状況が続いており、今後とも、生徒にとって魅力ある学校づくりを進めるとともに、より高い高校教育の提供ができるよう、入学状況や地域の生徒の通学状況などを見ながら、青嶺高校への再編統合を検討する。
- 防府商業高校・・・地域産業のニーズや工業教育機能の地域バランスを踏まえ、新たに機械系の学科を設置する。
- 徳山北高校 }  
○佐波高校 } ・これまで入学者数が定員を割り込む状況が続いており、今後とも、生徒にとって魅力ある学校づくりを進めるとともに、入学状況などを見ながら、最小学校規模（1学年2学級）の確保が見込まれない場合には、分校化に取り組む。
- 定時制課程・・・近隣の学校間で段階的な統合を図るなど、地域バランスに配慮した適切な配置の検討を進める。

#### 2 計画の進め方

- ・今後、小・中・高等学校の保護者など関係者の意見も聞きながら、具体的な学校づくりやその実施時期等について検討して、これに取り組む。
- ・各年度の実施分については、中学生に早期に情報提供する必要があることから、原則として当該年度の募集定員の発表前には公表する。

以上の案について、今度パブリックコメントを実施して広く県民に意見を伺うとともに、学校や地域にしっかり説明し、計画を策定する。

## 【主な意見】

- ・再編計画にはより周到的なPRをしていただきたい。
- ・地元をしっかり説明して、納得のいく体制で進めていただきたい。

回答) 地元への説明は非常に大事であるので、時期は確定していないが、各地域での説明会を実施する予定である。

## 意見交換

### ◆『防災教育の充実について』

#### 【概要】

#### ■事務局説明のポイント

##### <防災教育の必要性>

- 本県においても、台風や地震等子どもたちの安全を脅かす災害が発生し、また、本県には土砂災害危険箇所が2万カ所以上もあり、土砂災害の危険性が高い県の一つ。
- 平成7年の阪神淡路大震災発生以降、西日本は地震の活動期に入ったと言われ、東海、東南海、南海地震の危険性も高まっている。
- 一方で、現代の子どもたちは自然の中で遊ぶ機会が少なく、多様な生活体験が不足しており、災害について学ぶ中で自然の力の大きさを知り、災害に対する危険予測、回避能力を育む防災教育の必要性が高まっている。

##### <防災教育の目的>

- 子どもたちに防災対応能力を育み、生きる力を一層高めていくこと。
- 具体的には、
  - ・正しい知識、理解をもとに、的確に状況を判断できる
  - ・自らの命を自ら守り、災害時の助け合いなど、周囲の人々の役に立つことができるように育っていくこと。

##### <学校防災体制>

- 災害発生時の危険性に際して、学校は山口県土木防災情報システムに集約された最新の気象情報を入手し、例示等をもとにそれら情報が示す危険性を判断することが必要。また、各学校は対応指針をマニュアルとして各学校の危機管理マニュアルに位置づけ。

##### <本県における防災教育の主な取組み>

- 防災避難訓練（実施率100%）
  - ・従来は火災想定での訓練が中心だったが、近年は地震想定での訓練や、地域の実情に応じ、水害等を想定した訓練も実施。
  - ・防災教育ハンドブックの中に避難訓練の充実のための取組として、具体的に例示。（災害に関するワンポイント学習や、応急手当の実例と組み合わせるなどの事例を示し、学校における避難訓練の充実を支援。）
- 学習指導要領における主な防災教育の内容
  - ・具体的記述が示されているのは、主に理科・社会科・保健体育科等であり、これら

の教科で発達段階に応じて系統的な学習を進める。

○防災における危険予測学習（KYT）の活用

- ・危険予測学習はイラストや写真を用いて、その中に潜む危険を予測し、危険回避能力を身につけていく学習。
- ・本県において危険予測学習の実施率は高いとは言えず、特に防災に関する実施率が低いので、今後の課題としてKYT資料の充実を図り、一層の普及を進める。

○防災教育出前授業

- ・平成17年度から実施されてきたボランティア授業が出発点であり、平成20年度から、学校安全・体育課が事務局となり、大学教授や専門家の方々と連携し、現在は12人の先生方の協力でボランティア授業を県内各地で実施。今年度も27校で実施予定。

○防災教育教職員研修会

- ・平成20年度から県内を7地域に分け、順次開催。

<今度の取組>

- 学校においては危機管理マニュアルの改善が進み、避難訓練も充実しており、防災教育教職員研修会の開催や専門家による防災出前授業、危険予測学習の活用など、現在新たな手法での取り組みも進めている。
- 県教委としては、年々、災害発生の危険性も高まっていることから、子どもたちの防災対応能力を一層育むため、今年度、危険予測学習資料の作成や、防災教育実践事例の収集と紹介に努めてまいりたい。

【 質 疑 】

- 質問) 現在、山口県内で管理されている学校での災害危険地域はあるか。改善されるのか。
- 回答) 県立学校については、分校を含む62校中6校、特別支援学校については、分校を含む14校中1校が土砂災害の危険箇所の指定のある学校。この7校については、学校の敷地全体が災害で埋まってしまうという想定ではない。それぞれの学校が市町の防災部局と連携し避難体制について万全に取り組んでいる。
- 質問) 自分の学校が危険箇所に指定されているということは、保護者・関係者は知っているのか。
- 回答) 必要に応じて保護者に説明をするように指導している。
- 質問) 防災訓練は、どのような形で、年に何回実施しているか。
- 回答) 回数は、全県的に約2.5回。いわゆる学期に1回程度実施する程度。方法は学校によってそれぞれで、ただしマンネリ化していくことが課題なので、例えば、休み時間に実施をすとか、放送を使わないで鐘とか先生の声で実施をする等、いろいろな工夫をしながら取り組んでいる。
- 質問) このような防災教育は他県と比較した場合、特徴はあるのか。あるいは他県ではどんなことをやっているのか。
- 回答) 多くの県でこうしたハンドブックをつくっている。本県はそうした先進の取り組みを参考に、山口県の災害に基づき、台風や地震、土砂災害を中心にしながら、各学校で実践されている優れた例を県内に広く紹介している。

## 【主な意見】

- ・防災教育ハンドブックはよくできている。ただ実際に行わないとわからないので、火事や地震等、それぞれ対応できるような訓練方法を各学校で工夫して実施し、学校からの提案を活用するという形で、こちらでまとめるという方法も良いのではないか。
- ・家庭や地域の方々と一緒にやらなければいけないことだと思うので、PTAや地域との連携を十分に活かせるような活用方法を検討されたい。
- ・地域ごとに災害の特徴というのは違っており、危険箇所の指定も全国では20数万箇所ある。ということはどこにでもあるということ。その中でも山口県は非常に危険箇所の指定数が上位なので、山口県の災害の特徴をとらえて抽出することは難しい。  
したがって先生方に最低限のことを知っていただく、また、子どもたちにも興味を持たせることが重要。
- ・マニュアルについては、常に改善・見直しが必要であり、その検証が必要。
- ・災害の危険地域にややかかっている学校があるということであるが、学校は避難場所になっている場合が多い。危険地域でありながら避難場所に指定されているところがないか、チェックをして齟齬のないようにお願いしたい。